

夜間金庫規定書

株式会社 池田泉州銀行

第1条(反社会的勢力との取引排除)

この夜間金庫は、第14条第3項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の使用開始をお断りするものとします。

第2条(利用目的)

この夜間金庫(以下「金庫」という)は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。なお、窓口営業時間中に利用した場合も、窓口営業時間外に利用した場合と同様に取扱います。

第3条(契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する11月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条(使用料)

- (1) この金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年12月の当行所定の日に、本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌日から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条(手数料)

- (1) この金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当行所定の夜間金庫入金控帳(以下「入金控帳」という)1冊ごとに当行所定の料金を入金控帳交付時に支払ってください。当行はこの手数料を本人が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当することができるものとします。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

第6条(利用方法)

- (1) この金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、入金票および通帳等とともに入金袋に入れ、その入金袋を施錠のうえ金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。
- (3) 入金袋は第2条の利用目的以外に使用しないでください。

第7条(預金への受入処理)

- (1) この金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当行はその責任を負いません。

第8条(入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

第9条(鍵の保管等)

- (1) 金庫扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第10条(鍵、入金袋等の喪失・き損)

- (1) 金庫扉鍵、入金袋正鍵および入金袋を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届け出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。
- (2) 前項の場合、鍵・入金袋の再交付まで相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第11条(届出事項の変更等)

- (1) 印章、名称、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届け出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条(損害の負担等)

- (1) この金庫の利用および取扱いにあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、金庫扉の不完全な開扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めに帰さない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この金庫について第2条に定める目的によらない利用が行われるなど本人の責めに帰すべき事由により損害が生じて、当行は責任を負いません。また、これにより当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第13条(金庫の修繕、移転等)

金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が金庫の一時利用中止または金庫・鍵・入金袋の変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条(解約等)

- (1) この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、金庫扉鍵・入金袋正鍵・入金袋および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしてください。なお、鍵、入金袋を失った場合に解約をするときは、このほか10条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 本人が使用料、手数料、その他本人が負担すべき費用を支払わないとき。
 - ② 本人について相続の開始があったとき。
 - ③ 本人の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - ⑤ 本人がこの規定に違反したとき。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうへ夜間金庫を明け渡してください。なおこの解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 借主が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうごころまたは特殊知能暴力集団等、その他これに類するもの(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用をき損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 使用料の精算は金庫扉鍵・入金袋正鍵・入金袋が当行へ返却された時をもって行います。
- (5) 使用料、手数料、その他本人が負担すべき費用が支払われないときには、金庫の利用があっても当行は入金袋を留め置き、返却しないことができるものとします。このために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第15条(譲渡・転貸等の禁止)

この金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫扉鍵、入金袋正鍵および入金袋についても同様とします。

第16条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第17条(変更)

- (1) 当行は、次の場合にこの規定を変更できるものとします。
 - ① お客様の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、この規定の変更が合理的である場合
- (2) この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後のこの規定書の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。この場合、本人は、効力発生日の前日までの間、第14条第1項に従って、当行に申し出ることに伴ってこの契約を直ちに解約することができるものとします。

以上